

香川県報



第 82 号

平成 16 年

10月15日(金曜日)

目次

（印は、県法規集掲載事項） ページ

規 則

●香川県予算規則の一部を改正する規則

（政 策 課）

一

●香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

（経営支援課）

一

告 示

○道路の供用開始

（道路保全課）

二

公 告

○知事の職務代理者

（人事・行革課）

二

○指定管理者の募集

（経営支援課）

三

○土地改良事業の適否決定

（土地改良課）

三

○土地改良事業の認可

（ " " ）

三

○土地改良事業に係る異種目換地の指定

（ " " ）

三

規 則

香川県予算規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十一号

香川県予算規則の一部を改正する規則

香川県予算規則（昭和三十九年香川県規則第三十六号）の一部を次のように改正する。

第二十条中「基づき」の下に、「政策部長が別に指示するところにより」を加え、「（

第二十号様式）及び「翌年度の七月十五日までに」を削る。

第二十号様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

香川県規則第八十二号

香川県産業交流センター規則の一部を改正する規則

香川県産業交流センター規則（平成十六年香川県規則第六号）の一部を次のように改正す

る。

第一条中「第四条」を「第三条第五項及び第四条」に改める。

第十二条を第十三条とし、第十一条の次に次の一条を加える。

（指定管理者が行う業務等）

第十二条 香川県産業交流センター条例第三条第五項の規則で定める業務は、サンメッセ

香川の維持管理及び施設の利用の承認その他の運営とする。

2 サンメッセ香川の管理を指定管理者が行う場合は、第二条から第五条まで、第八条か

ら前条まで及び次条の規定は、適用しない。

3 前項に規定する場合における第七条（第五項を除く。）の規定の適用については、同

条第一項中「利用者（第四条第二項第三号に規定する利用に係る利用者を除く。次項に

おいて同じ。）は、同条第一項の」とあるのは「サンメッセ香川の施設のうち大展示場、

小展示場、第一屋外展示場又は第二屋外展示場の利用の承認を受けた者は、当該」と、

同条第二項中「利用者」とあるのは「前項に規定する者」と、同条第三項中「第四条第

二項第三号に規定する利用に係る利用者」とあるのは「サンメッセ香川の施設のうち大

会議室、中会議室、小会議室又は特別会議室の利用の承認を受けた者」と、同条第四項

中「利用者」とあるのは「第一項又は前項に規定する者」とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

●香川県告示第六百九十号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき次のように道路の供用を開始するので、同項の規定に基づき告示する。

その関係図面は、香川県土木部道路保全課において、平成十六年十月十五日から同年十一月五日まで一般の縦覧に供する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 一 道路の種類 国道（一般）
- 二 路線名 四百三十八号
- 三 道路の区域

区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
仲多度郡琴南町大字中通字野口下九二七番九地先から	一・一〇	二八二	平成十二年香川県告示第五百五号で変更した区域の一部
仲多度郡琴南町大字中通字野口下八七七番一地先まで	一六・四		
仲多度郡琴南町大字中通字本村道上五九二番三地先から	一・二・二	二二七	
仲多度郡琴南町大字中通字本村道上五五一番地先まで	一八・〇		
仲多度郡琴南町大字中通字本村六九一番一 地先から	一三・八		
仲多度郡琴南町大字中通字本村三五六番一 地先まで	一六・〇	一一七	

四 供用開始の期日 平成十六年十月十五日

公 告

●香川県公告第四百八十七号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百五十二条第一項の規定により、平成十六年十月二十一日から同月二十七日までの間、香川県副知事川北文雄が香川県知事の職務を代理する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百八十八号

次のとおり香川県産業交流センターの管理に関し、指定管理者を募集する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

一 管理の条件

- 1 香川県産業交流センター（以下「サンメッセ香川」という。）の管理及び運営を行うこと。
- 2 管理期間 平成十七年四月一日から平成二十二年三月三十一日まで
- 3 利用者に対するサービスの向上を図り、利用者の増加及びそれに伴う使用料収入の増加を図る方策を毎年度検討すること。
- 4 管理経費の縮減に努めること。
- 5 毎年度、事業開始前には事業計画書を、事業終了後には事業報告書を提出すること。
- 6 地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）その他の関係法令、香川県産業交流センター条例（平成五年香川県条例第二十六号）、香川県産業交流センター規則（平成六年香川県規則第六号）等を遵守し、サンメッセ香川の適切かつ効率的な管理運営に努めること。
- 7 管理を通じて取得した個人情報、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講ずること。
- 8 管理期間の満了又は指定管理者の指定の取消し等に伴う業務の引継ぎは、適正かつ十分に行うこと。

二 管理の内容

- 1 サンメッセ香川の維持管理及び修繕に関する業務
- 2 サンメッセ香川の施設、設備及び備品の利用許可等に関する業務

- 3 サンメッセ香川の使用に係る使用料の徴収に関する業務
 - 4 その他サンメッセ香川の管理運営に必要な業務
- 三 応募資格

- 1 香川県内に本店又は主たる事務所を有する法人で、次のいずれにも該当しないこと。
地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の四の規定に該当する者
 - 2 会社更生法（平成十四年法律第五十四号）、民事再生法（平成十一年法律第二十二号）等に基づき更生又は再生手続をしている法人
 - 3 香川県から指名停止措置を受けている法人
 - 4 香川県の県税、法人税、消費税又は地方消費税を滞納している法人
- 四 応募方法

- 1 応募書類
- ①申請書 ②事業計画書 ③決算書（貸借対照表、損益計算書等の財務諸表）過去三年分 ④定款（寄附行為） ⑤法人登記簿謄本及び印鑑証明書 ⑥納税証明書（香川県の県税、法人税、消費税及び地方消費税）直近二年間 ⑦法人の概要等
- 2 提出部数 正本一部及び副本八部（応募書類の③～⑦については、正本一部及び副本一部）
- 3 応募書類の受付期間 平成十六年十一月十五日（月曜日）から平成十六年十一月三十日（火曜日）まで（香川県の休日を定める条例（平成元年香川県条例第一号）第一条第一項各号に掲げる日を除く。）の午前九時から午後五時まで
なお、郵便等により送付する場合には、平成十六年十一月三十日午後五時までの間に4の提出先で受領したものに限り。
- 4 提出先及び問い合わせ先 郵便番号七六〇―八五七〇 高松市番町四丁目一番一〇号 香川県商工労働部経営支援課（県庁本館一四階） 総務・地場産業グループ 電話番号〇八七―八三二―三三二一
- 五 その他
- 1 現場説明会の日時及び場所
平成十六年十月二十六日（火曜日） 午前十時 サンメッセ香川
- 2 指定管理者の指定方法

一次審査及び二次審査により選定した後、香川県議会の議決を経て指定する。

3 その他 詳細は、指定管理者募集要領による。

●香川県公告第四百八十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第八条第一項の規定により、高松市木太土地改良区が土地改良事業（単独県費補助土地改良事業中天河区）を行うことについて平成十六年十月一日適当と決定した。

その関係書類を高松市産業部土地改良課において平成十六年十月二十九日から同年十一月十八日まで縦覧に供する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百九十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、高松市古高松土地改良区が土地改良事業（単独市費補助土地改良事業北堀江地区）を行うことについて平成十六年九月二十九日認可した。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

●香川県公告第四百九十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第三項において準用する同法第五十三条の二第一項の規定に基づき、経営体育成基盤整備事業綾南南部地区（第二工区）において樹立する換地計画に関し、次の従前の土地は、非農用地区域に換地する土地として指定したので、同条第三項の規定により公告する。

平成十六年十月十五日

香川県知事 真 鍋 武 紀

所 在	地 番	地 目	用 途	地 積
綾歌郡綾南町大字陶字西飼野	五二三八一	田	田	五四二平方メートル

平成十六年十月十五日印刷発行

印刷発行所

香
川
県
庁

(購読料月極二千五百円)



古紙配合率70%
白色度72%再生紙を使用しています